

令和８年度東京都障害福祉サービス事業所等従事者研修受講料補助金交付要綱

制定 令和８年７月２２日付８福祉障地第９号

（通則）

第１条 東京都（以下「都」という。）は、介護サービス又は障害福祉サービス等に従事する職員が研修を受講する際に当該研修受講料等を事業者が負担する場合、これに係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条 この要綱は、令和８年度東京都障害福祉サービス事業所等従事者研修受講料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、補助金の交付に係る事務処理の適正な運営を図ることを目的とする。

（対象となる施設及び事業所）

第３条 都内に所在する別表１－１に定める介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく介護サービスを提供する施設及び事業所並びに別表１－２に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号、以下「総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「児福法」という。）に基づく障害福祉サービス等を提供する事業所及び都外施設（「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）」（平成２３年３月３０日付２２福保障居第２６６３号）の別表１に規定する都外独占施設及び都外協定施設並びに「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（障害児施設）」（平成１６年３月３０日付１５福障施第１７４４号）第２に規定する都都民施設及び協定施設並びに「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（医療型障害児施設）」（平成１１年１２月１日付１１衛健母第９８６号）第３に規定する交付対象施設をいう。）（以下「事業所等」という。）とする。

（補助対象事業者）

第４条 この要綱による補助対象事業者は第３条に定める事業所等を運営する事業者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- （３）総合支援法第３６条第３項各号（第３８条第３項において準用する場合を含む。）に定め

る欠格事由に該当するほか、児福法、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）又はこれらの法律に定める欠格事由に該当する事実がある法人

（対象となる職員）

第5条 この要綱による補助対象職員は、次に掲げる者とする。

- （1）令和8年度において、第3条に掲げる事業所等において、第6条に掲げる補助対象研修受講を活用した業務に現に従事する者又は今後従事する見込みのある者であること。
- （2）令和8年度において、第4条に掲げる補助対象事業者に直接雇用されている者であること。なお、職種及び常勤・非常勤の別は問わないものとする。

（補助対象研修）

第6条 この要綱による補助対象研修は、別表2第1欄に定める研修とし、研修ごとに交付の対象となる事業所等は別表2第3欄に定めるとおりとする。

（補助対象経費）

第7条 この要綱による補助対象経費は、別表3第1欄に定める経費とする。

（補助実施期間）

第8条 この要綱による補助実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（補助金の額の算定方法）

第9条 この補助金の交付額は、次の（1）及び（2）により算出された額を、都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- （1）対象となる事業者ごとに、別表3第1欄に定める補助対象経費として事業者が負担した実支出額から当該経費のための寄付金その他の収入額を控除した額と、別表3第2欄に定める補助基準額を比較して、小さい方の額を選定する。
- （2）（1）により選定した額に、別表3第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（補助金の交付申請）

第10条 この補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、別に定める日までに令和8年度東京都障害福祉サービス事業所等従事者研修受講料補助金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない

（交付の決定等）

第11条 知事は、第10条又は第14条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、第9条に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定し、その

決定の内容を申請者に通知するものとする。

また、適正な交付を行うため、必要があるときは、知事は申請者に対し資料の提出、申請書類等の修正を求めることができる。

(補助条件)

第12条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記の補助条件を付するものとする。

(申請の撤回)

第13条 申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(補助金の変更交付申請)

第14条 第11条の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第10条の規定に準じて、令和8年度東京都障害福祉サービス事業所等従事者研修受講料補助金変更交付申請書（別記様式第2号）により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しない状態で補助金の交付の決定に係る都の会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を得たときは、それらの事実があったときから10日以内に、令和8年度東京都障害福祉サービス事業所等従事者研修受講料補助金実績報告書（別記様式第3号、以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 知事は、第15条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第17条 知事は、第16条による補助金の額確定後、速やかに補助金を支払うものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表 1－1 介護保険施設・事業所の種類（施設・事業所種別一覧）

介護保険施設・事業所の種類
・ 介護老人福祉施設
・ 介護老人保健施設
・ 介護医療院
・ 特定施設入居者生活介護事業所
・ 認知症対応型共同生活介護事業所
・ 地域密着型介護老人福祉施設
・ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
・ 短期入所生活介護事業所
・ 訪問介護事業所
・ 通所介護事業所
・ 夜間対応型訪問介護事業所
・ 訪問入浴介護事業所
・ 小規模多機能型居宅介護事業所
・ 認知症対応型通所介護事業所
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
・ 地域密着型通所介護

別表 1－2 障害福祉サービス等の種類（サービス種別一覧）

障害福祉サービス等の種類
・ 居宅介護
・ 重度訪問介護
・ 同行援護
・ 行動援護
・ 重度障害者等包括支援
・ 短期入所
・ 療養介護
・ 生活介護
・ 施設入所支援
・ 自立訓練
・ 就労選択支援
・ 就労移行支援
・ 就労継続支援 A 型
・ 就労継続支援 B 型
・ 就労定着支援
・ 自立生活援助
・ 共同生活援助
・ 児童発達支援
・ 居宅訪問型児童発達支援
・ 放課後等デイサービス
・ 保育所等訪問支援
・ 福祉型障害児入所施設
・ 医療型障害児入所支援
・ 計画相談支援
・ 地域移行支援
・ 地域定着支援
・ 障害児相談支援

※) 総合支援法第 30 条第 1 項第 2 号に規定する「基準該当障害福祉サービス」及び児福法第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号に規定する「基準該当通所支援」を除く。

※ 国又は地方公共団体が設置する事業所（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者が管理するものを含まない。）は除く。

別表 2

1 研修	2 補助基準額	3 対象となる事業所等
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）	20,000円	別表1－2に掲げる事業所等
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修・実践研修・更新研修）	30,000円	
相談支援従事者研修（初任者研修・現任研修）	30,000円	
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象研修／3号研修）	20,000円	別表1－1及び別表1－2に掲げる事業所等

別表 3

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4 補助金の算定方法
第5条に定める職員が別表2第1欄に定める研修を受講するに当たり、当年度受講分として納入した受講料（必須テキスト代を含む。）から事業所者が負担した額を対象とする。	第5条に定める職員が受講した別表2第2欄に定める研修の種類ごとの補助基準額。 （1）1事業者につき8名まで ただし、1種類の研修につき上限2名までとする。 （2）同一の職員を複数の研修において補助対象とすることは不可とする。	4分の3	第1欄に定める補助対象経費と第2欄に定める補助基準額を比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

（１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）事業の内容を変更しようとするとき。

（３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 他の補助金との重複禁止

この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。ただし、対象経費のうち、事業者が負担する部分について、区市町村がその一部を補助する場合を除く。

5 補助事業の遂行命令

（１）知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

（２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

6 是正のための措置

（１）知事は、本交付要綱第１６条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。

（２）本交付要綱第１５条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

7 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のアからオまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処された場合

オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、本交付要綱第4条に定める暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は、本交付要綱第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

8 補助金の返還

(1) 知事は、1又は6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。

(2) 本交付要綱第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

9 違約加算金

(1) 補助事業者は、1又は6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) (1)の規定により違約加算金を計算する際の1か年の日数は、閏年に係らず365日とする。

(3) (1)の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

10 延滞金

(1) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 9 (2) 及び (3) の規定は延滞金に準用する。

1 1 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

1 2 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

1 3 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第7号）により知事に報告しなければならない。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。